

諮問番号 令和元年度諮問第3号
答申番号 令和元年度答申第3号

答 申 書

審査請求人（以下「請求人」という。）からなされ、市原市長から諮問された地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び市原市税条例（昭和38年市原市条例第64号。以下「条例」という。）に基づく軽自動車税賦課決定処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり答申する。

審査会の結論

本件審査請求を棄却するのが相当である。

理 由

第1 事案の概要

市原市長（以下「処分庁」という。）が、軽自動車につき、請求人を納税義務者として、法及び条例に基づき軽自動車税賦課決定処分（以下「本件処分」という。）したことにつき、審査請求人が本件処分の取り消しを求めて本件審査請求をしたものである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求の趣旨

本件処分を取り消すことを求める。

(2) 請求の理由

ア 請求人は生活保護を受けており、免許も持っていないので、車を所有していない。

イ 千葉県に住んだこともない。

2 処分庁の弁明

(1) 軽自動車の納税義務者については、法第442条の2の規定により、所有者に課するとされており、所有者とは自動車検査証の登録名義人である。本件処分についての自動車検査証の登録状況は氏名が請求人であり、請求人の戸籍の附票を確認したところ、過去に自動車検査証の市原市の住所地に住民登録がある。したがって、本件軽自動車の登録名義人は請求人である。

(2) 生活保護の受給の有無、運転免許証の有無は、自動車の所有を制限するものではない。

3 請求人の反論

車を所有していない。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の要旨

租税法規の適用は、客観的、形式的、画一的に平等に行うことが基本的要請とされること、市原市内の軽自動車は、課税の対象となるものだけで9万台以上に及ぶことなどを考慮すると、総務省の技術的助言（地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（平成22年4月1日付総税市第16号））を参考に、明確な反証のない限り、自動車検査証の記載を基に課税客体となる軽自動車の主たる定置場及び所有者を認定するという処分庁の実務には一定の合理性が認められる。

このように解したとしても、仮に、自動車検査証の記載が実態と異なる場合、所有者等が反証することは容易だと考えられるうえ、自動車検査証について名義変更、住所変更、登録抹消等を行うことが可能であるから、納税義務者にとって特段の不利益はないと解される。

さらに、処分庁の実務としては、自動車検査証の記載と現実の軽自動車の主たる定置場及び所有者とで齟齬が生じないように、軽自動車検査協会と連携しながら、軽自動車の旧所有者に対し登録の変更・廃止を勧奨するとともに、軽自動車税申告書の提出を義務づけているところである。

請求人は、本件審査請求において、「車を買う事も出来ないし」「千葉県に住んだ事もない」等と主張し、本件軽自動車の所有等を争う趣旨と解されるが、請求人は住民票上、以前、自動車検査証の市原市の住所地を住所としており、「千葉県に住んだ事も無い」という主張内容が住民票の記載と矛盾する等、疑問点があることから、審理員から請求人に対し、具体的な事情を説明するように求めたところ、請求人はこの文書を受け取り拒否し、請求人からは何ら回答はされず、請求人の上記主張のみでは、明確な反証があったということとはできない。

よって、本件軽自動車の自動車検査証の記載を基に主たる定置場を市原市の住所地、所有者を請求人と認定するのが相当であり、当該認定に基づき行われた本件処分が違法又は不当であるとはいえない。

第4 審査会の判断理由

1 審査請求に係る処分について

請求人は、本件処分を軽自動車税賦課決定処分として本件審査請求を行っているが、請求の趣旨は、法第442条の2及び条例第67条の規定により課せられた軽自動車税の納税通知に対して審査請求を行っていることからすると、軽自動車税賦課徴収処分の取り消しを求めているものと解されるため、本件処分を軽自動車税賦課徴収処分と解して、本件審査請求について判断するものとする。

2 争点について

法第442条の2は、軽自動車税は軽自動車の主たる定置場の市町村において、その所有者に課すると規定しており、本件処分について、①請求人が本件軽自動車の所有者と認定できるか、②本件軽自動車の主たる定置場が市原市と認定できるかが争点となる。

3 軽自動車の所有者の認定について

- (1) この点、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定により、軽自動車を運行に供するためには、有効な自動車検査証が交付されなければならない、自動車検査証には所有者等が記載され、自動車検査証の記載事項は軽自動車検査ファイルに登録されることとなり、軽自動車の所有者及び使用者はその所有する軽自動車の滅失等があった場合には、国土交通大臣に届けなければならない、法及び条例の規定により、軽自動車の所有者は軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を提出しなければならない、軽自動車の所有者でなくなった者は、所定の様式による申告書を提出する義務がある。
- (2) このことから軽自動車検査ファイルに所有者として記録されており、かつ、軽自動車の所有者として申告書を提出している者を、法第442条の2の所有者として認定して課税することは、合理性があると解すべきである。
- (3) 本件処分についてみると、本件軽自動車の軽自動車検査ファイルの記録されている自動車検査証の使用者及び所有者の氏名は請求人、住所は市原市の住所地であり、請求人は、過去に自動車検査証の市原市の住所地を住民票上の住所としていた。また、処分庁が運用する軽自動車税の課税に係る電算システムにおいては、請求人が本件自動車を取得した旨の軽自動車税申告書が処分庁に提出され、請求人が本件軽自動車に係る軽自動車税の納税義務者である旨が登録されており、請求人から本件軽自動車の所有者でなくなったという申告書の提出はされていない。さらに、処分庁は自動車リサイクルシステムに照会をし、解体の手続きを取られていないことを確認している。
- (4) よって、請求人の義務である所有者でなくなった旨の申告書の提出がなされておらず、その他所有者でないことに明確な説明がない状況で、自動車検査証の記載を基に課税客体となる所有者を請求人と認定して行った本件処分には一定の合理性があり、また、請求人の主張に対し、処分庁として自動車検査証に記載されている情報以外に、自動車リサイクルシステムに照会し、請求人が本件軽自動車を所有していないか、請求人の主張を裏付けるための調査をしており、処分庁が請求人を本件軽自動車の所有者と認定していることには合理性があると解される。
- (5) なお、請求人は、「生活保護を受けている」、「免許を持っていない」ことを、本件軽自動車を所有していないことの理由として主張しているが、生活保護を受けていること、免許を持っていないことは自動車を所有できない理由にならない。
- (6) したがって、請求人を本件軽自動車の所有者と認定して行った本件処分は、適法である。

4 主たる定置場の認定について

- (1) この点、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村関係）」（平成22年4月1日 総税市第16号。以下「総務省通知」という。）第4章2(2)において、「軽自動車等の「主たる定置場」とは、軽自動車等の運行を休止した場合において主として駐車する場所をいうものであり、その具体的認定に当たっては、明確な反証がない限り、軽自動車については、道路運送車両法第58条の自動車検査証を交付されたものである場合にあ

ってはこれに記載された使用の本拠の位置に主たる定置場があるものとして取り扱うこと」とされていることから、請求人から明確な反証がない限り、自動車検査証の使用者の本拠の位置に記載されている市原市の住所地を主たる定置場として市町村が課税すべきと解すべきである。

- (4) 本件処分についてみると、本件軽自動車の自動車検査証には、自動車検査証の使用の本拠の位置は過去に受請求人が住民登録していた市原市の住所地であり、当該住所地で請求人が軽自動車申告書を提出しており、現在まで申告事項の変更の申告書は提出されておらず、また、過去に自動車検査証の市原市の住所地を住民票上の住所としており、請求人の千葉県に住んだことがないという主張と矛盾するため、請求人に対して弁明の機会の付与の通知をしたが、請求人から何ら応答はなく、処分庁は自動車検査証の住所地の現地調査を行ったが、請求人の「千葉県に住んだ事もない」等の主張を客観的に裏付けるようなものはなかった。
- (5) 請求人から軽自動車税申告事項の変更の申告がなされておらず、その他使用の本拠の位置が変更になっていることの明確な説明がない上記状況で、租税法規の適用は、客観的、形式的、画一的に平等に行うことが基本的に要請されていることから、処分庁が総務省通知に基づいて、自動車検査証の使用の本拠の位置に記載されている市原市の住所地を主たる定置場と認定して行った本件処分は、適法である。

5 争点に対する判断について

請求人を本件軽自動車の所有者とし、本件軽自動車の主たる定置場を自動車検査証の住所地と認定して、処分庁が行った本件処分は違法又は不当とはいえない。

6 審理手続きについて

本件審査請求の審理手続は適正に行われたものと認められる。

第5 結論

よって、当初のとおり本件審査請求を棄却するのが相当である。

【参考】審査会審議経過

年月日	処理内容
令和元年7月30日	審査庁が審査会に諮問 第1回調査審議
令和元年8月30日	審査関係人による口頭意見陳述申立て期限 (申立てなし)
令和元年9月11日	審査関係人による主張書面等の提出期限 (提出なし)
令和元年9月26日	第2回調査審議
令和元年11月1日	第3回調査審議

令和元年12月17日

第4回調査審議